

## 平成13年2月定例会土木建築常任委員会 3月14日

(鈴木和夫 君) 公明党の鈴木でございます。

朝から引き続きまして私の方からも、大阪府住宅供給公社、それから建設監理協会、そして住宅管理センターのせんだって行われました外部監査につきましてのことについて御質問したいと思いますが、午前中、北川委員からも品川委員からもありましたので省きまして、ほとんど残りがありませんので、すき間の質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、午前中の質問でなかった部分で、特に今回のこの外部監査報告によりまして、大阪府の建設監理協会に対する意見があります。その分につきまして、大阪府からの受託に対する補助委託費の割合が工事の規模や内容と関係なく一定で、しかもここ数年その割合が徐々に下がっている事実は、補助委託費の相当性を検討すべき必要性を示しているというふうはこの監査人の方からの意見がしておりますが、このことについてどういう御見解をお持ちなのか、お尋ねしたいと思います。

公共建築室計画課長(佐野宣治 君) 現在、包括外部監査の御指摘を受けまして、建築都市部の関係課及び建設監理協会に検討委員会を発足いたしまして、その対応策について検討しているところでございます。建設監理協会が建築都市部から一括して受託いたしました工事監理にかかわる業務は、協会の責任のもとで必要に応じまして民間設計事務所に役割分担に基づきまして個別に委託しております。

まず、建設監理協会自身の役割といたしましては、各種検査の立ち会い、支援あるいは現場の安全性を確保するための安全パトロール、また各現場での工事監理者への指導及び国庫補助事業に係る会計検査対応等の業務を担当しております。一方、民間設計事務所は、施工業者との打ち合わせや施工図の検討及び承諾など主に図面どおりに施工されているか否かの確認業務が中心となっております。

現在、協会から民間への補助委託額の算定は、府が既に建物等の規模、内容を反映させた委託額に、協会が受託しました全体の事業量と執行体制を勘案して定めました委託率を一律に乗じて算定いたしておるところでございます。今後は、個々の現場によりまして工事の難易度が相当に異なることから、現場の難易度を加味して、土木、建築あるいは設備等というふうな工種ごとに係数を定めまして、それを用いまして各委託料を算定する、そのような合理的な方法に改めることについての検討を現在いたしているところでございます。

工事監理業務の事務処理におきましては、固定化しました処理に対します反省と改善は常に必要であると考えておりまして、これら業務の改善の検討を進めてまいりたいと存じます。

(鈴木和夫 君) 監理協会につきましては、そういう形で個々の難易度を加味して監理係数を設定するというところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

午前中の品川委員からの質問もありましたが、少し重複する部分はそぎまして、特に絞り込んで住宅供給公社の業務発注のあり方について御質問を申し上げたいと思います。

この包括外部監査の資料によりまして、公社の賃貸部門関係は、今回分譲関係はありますけれども、賃貸住宅関係はありませんので、このことについて質問したいと思います。現在、この賃貸住宅部門については二万二千七百九十戸ありますけれども、これの修繕費が十一年度で約二十七億五千三百万円あります。そのうちの退去後の修繕費について具体的に聞きたいと思ひます。この退去後修繕の地区割りをどういう形でなさっているのか、最初に御説明を願ひたいと思ひます。

住宅まちづくり政策課長(戸田晴久 君) 大阪府住宅供給公社におきましては、公社賃貸住宅につきまして突然発生する緊急修繕や随時発生する空き家修繕 - - 今御質問の分ですが - - などの一般修繕を円滑に実施いたしますために、修繕内容に応じた業者を団地の地域ごとに指定しております。この地域割りは、府域内での方面を考慮いたしまして、公社賃貸住宅百二十四団地ございまして、これをAからFまでの六地域に区分し、修繕内容に応じて担当する業者を指定しているところでございます。

(鈴木和夫 君) 今、御説明ありましたそのAからFまでの六地区ということでありまして、具体的にこの六地域の団地名といひますか、その団地のある行政区名をおっしゃってまいりたいと思ひます。

住宅まちづくり政策課長（戸田晴久 君） 行政区でお答えさせていただきます。

A地区でございますが、十六団地でございますが、吹田市と千里ニュータウン全域でございます。B地区、十八団地でございますが、池田市、箕面市、茨木市及び千里ニュータウンを除く豊中市域でございます。C地区、十九団地でございますが、高槻市、枚方市、寝屋川市、交野市でございます。D地区、二十三団地でございますが、大阪市内、東大阪市、門真市、八尾市でございます。E地区、三十団地でございますが、堺市、これは泉北ニュータウンを除く区域でございます。高石市、泉大津市、岸和田市、貝塚市、熊取町でございます。F地区は十八団地で、泉北ニュータウンの区域でございます。

（鈴木和夫 君） 今の御説明にありましたAからFのそれぞれの地区割りの場所をお示し願ったわけですが、じゃ具体的にそのAからFまでの六地区の現在指定を受けておられる業者数と、それから業者名をお示し願いたいと思います。

住宅まちづくり政策課長（戸田晴久 君） 業種がございますが、建築の修繕工事業者でお答えをさせていただきます。建築の修繕工事業者としましては、八業者を指定いたしております。地域別に申し上げますと、A地区が一業者、B地区が一業者、C地区が一業者、D地区が二業者、E地区が二業者、F地区が三業者となっております。

（鈴木和夫 君） 業者名は.....。

住宅まちづくり政策課長（戸田晴久 君） 済みません。A地区の一業者は株式会社三友建設でございます。B地区は一業者でございますが、株式会社弓場組でございます。C地区、一業者でございますが、太平建設工業株式会社でございます。D地区、二業者でございますが、株式会社三友建設及び株式会社才木工務店でございます。E地区、二業者でございますが、株式会社才木工務店と株式会社鈴木工務店でございます。F地区、三業者でございますが、株式会社正和コーポレーション、有限会社村田工務店、三喜建設株式会社でございます。

（鈴木和夫 君） 細かくなって恐縮でございますが、もう一つお答え願いたいと思いますが、それぞれ今お述べになった業者の十一年度実績の発注戸数をわかれば教えてもらいたいと思います。

住宅まちづくり政策課長（戸田晴久 君） 平成十一年度は全体で八百九十戸の空き家退去修繕の工事を実施いたしております、建築工事の地域指定業者への発注戸数は、多少ばらつきがございますが、最低で七十戸、最大で百八十二戸となっております。

（鈴木和夫 君） 今、細かくお尋ねしましたのは、先ほど御説明ありましたように、業者さんの本拠地というか、置かれている事務所の場所とエリアとは若干違うかということで、午前中の品川委員からの指摘もあったことにちょっと重複するんですが、例えばこの三友建設というのは、私調べましたら大阪の中央区がこの事務所になっておりますが、この三友建設の扱いするエリアがD地区とA地区ということで、当然、吹田、千里、それからまた東大阪、門真、八尾が入っておるわけでありまして。また、鈴木工務店というのは、本社の事務所が浪速区にあります。これがE地区ということで堺、泉北方面、泉州方面を担当してるということ。それから、太平建設につきましても、大阪の北区、これが高槻、枚方、寝屋川、交野というこの辺の地域をしてるということで、この地域業者というのは、あくまでも私たちの認識は、その団地の所在する地域の業者であるということでありましたけれども、こういうふうな形から見ますと、地域性との整合性がなかったかと違うか。この辺どういう経過で - - 例えばこのD地域については三友建設、才木、Eについては二社というこのような実態としますと、どういった経過でこの業者を決められたのか、お尋ね申し上げたいと思います。

住宅まちづくり政策課長（戸田晴久 君） 指定業者というのは、午前中の品川委員のときでも御指摘ございましたが、当該団地を担当する業者という位置づけでございまして、団地周辺の地域から選定した業者という位置づけではございませんので、やや誤解を生じやすい名前のつけ方になっております。その点は御理解お願いしたいと思います。

指定業者につきましては、緊急修繕に対する迅速な対応が求められておりますので、住宅に合った機材等を常

備し、団地や住宅の構造設備等について熟知しておく必要がございます。また、自治会や公社賃貸住宅の管理人さんとの信頼関係もございますので、実績の多い業者につきましましては、円滑な業務の実施が期待できますので、業務成績が良好な業者につきましましては、契約を更新しながら指定してきたものでございます。

(鈴木和夫 君) ちょっと視点を変えますけどね、私たちが申し上げてるのは、例えば今御説明あったように、その地域でいろんな形で緊急に走らないかんとあれば、当然その団地の近くの業者を選ぶべきというのが筋だと思っんですけども、全くそういう違うところの方を選んでおられると。なおかつ、本当に八社しかいてないという形で、これでもって二万二千七百九十戸のエリアをしてるといふ独占的な特命業者的な色彩があるわけがあります。

もう一つちょっとお尋ねしたいのは、今申し上げた八社の業者がどれぐらいの年数この公社の仕事に携わっておられたのか、業者ごとに年数をお示し願いたいと思います。

住宅まちづくり政策課長(戸田晴久 君) 住宅供給公社におきましては、業者との契約は二年間といたしまして、自動更新をせずに契約期間が終了する前に公社内に設置しております修繕工事等指定業者選定審査会で業者の適格性を審査し、業務成績が良好な業者につきましましては、契約を更新してきているところでございます。

指定年数につきましては、昭和四十二年から昭和五十九年までの間は大阪府住宅管理センターの方に修繕業務を委託しておりましたので、正確に申し上げますと、この間は住宅供給公社が指定した期間ではございませんが、この期間を含めて建築の修繕工事の場合について申し上げますと、昭和四十一年以前から、つまり三十五年以上の業者が二社、昭和五十九年以前から、つまり十五年以上の業者が三社、二年の業者が三社となっております。

(鈴木和夫 君) 私、業者ごとに年数言ってくれということやったんですけど、おっしゃられなかったんで、私の方から調べた結果を申し上げたいと思います。オ木工務店というのは三十五年、三友建設というのも三十五年、鈴木工務店が十五年、太平建設が十五年、弓場組が十五年、正和コーポレーションが十一年、村田工務店、それから三喜建設も十一年ということで、三十五年もずっと独占的にやってきた業者が二社ありますし、十五年というのは二社あります。

今、本当にその仕事からするとたくさんないわけでありまして、このような形が、例えば三友建設の場合は、年間に百八十二戸の仕事を一社で受けておられるわけでありまして、本当にこの特定の業者だけと。

あなた方がおっしゃるように、その地域の緊急性とかそういう密着度からするというのであれば、その中の業者であればいいんだけど、全く違うところへ行ってるという、そういうちょっと話としたら矛盾があるんと違うかというように私思いますし、特にこれだけの長い期間特定の業者だけという、例えばAというエリアで何社か複数があって入札するんやったら透明性がわかるけれども、一社だけ単名という、こういうような根拠からするとちょっと不透明だということに思います。

それと、なおかつ三十五年という長さの問題と、そしてそのエリアが違うというこの二点から、今後どういふうな対応をなさるのか、最後に聞いておきたいと思います。

住宅まちづくり政策課長(戸田晴久 君) 地域指定業者につきましましては、住宅供給公社との契約書におきまして、公社の勤務時間外及び休日、祝日等における緊急修繕工事に対応できるよう、いわゆる二十四時間体制を条件としておりますことから、体制面などで継続が困難になり辞退する業者が生じた場合などは、公社で業者数の拡大にも配慮しながら、選考基準に該当するものの中から新たな業者を選定してきたところでございます。

公社賃貸住宅の修繕業務につきましましては、住宅供給公社のこれまでのやり方も尊重していく必要がございますが、一定の資格、業務体制など条件に合う地元の業者が受注の機会を得られるということは、地元業界の育成、業界の活性化にも寄与するとの意見も伺っております。

このため、府営住宅の修繕工事における地域業者に関しまして、近々設置される地域業者制度等改善検討会議において、業者の長期化に対し新たな業者の参入によります競争原理を導入することや、業務執行の効率性、迅速性などが検討されることになっておりますので、この検討会議に住宅供給公社も参画しまして、平成十三年度内に一定の方向が出せるように指導してまいりたいと考えております。

(鈴木和夫 君) じゃ、十分にその辺の透明性と地域性を考えて検討をお願いしたいと思います。

ただ、最後一点申し上げたいのは、その地域業者という表現は、僕はふさわしくないと思う。地元業者という

ことにしていただければ、その団地の地元業者ということですから。私たちは、地域業者というのは地元というふうに理解してましたが、これからその団地の地元業者に対するそういう門戸を開くと、そういうふうに要望いたしておきます。

それから次に、府営住宅の関係でホームページが今回約五百万の予算計上がされております。特に、大阪府庁でも電子府庁ということで、IT化を進めようという中で今回やられるということでもありますけれども、私ちょっと遅かったと違うかというふうに思っております。特に、今申し上げた府の住宅供給会社のホームページは、三年前から開設して詳しいそのような形で出てますけども、今まで府営住宅は全くなかった。なぜ今までしなかったのかについて、最初に御質問申し上げたいと思います。

住宅管理課長（木堂博治 君） 今回の大阪府の府営住宅のホームページにつきましての経過について御説明させていただきます。

インターネットを活用しての情報提供や利用者からの需要に瞬時にこたえられるシステムは、既に市民生活や企業社会で爆発的な浸透力、確信力が実証されております。今後、技術革新がさらに大きく飛躍し、だれもが手軽にインターネットを利用できる社会が来るものと考えております。

このような社会状況の変化の中で、大阪府におきましても、平成八年に大阪府のホームページを開設いたしまして、知事のメッセージ、府政ニュースや統計とか観光案内などの情報提供を始めております。その後、各課独自のホームページを開設いたしましてこれにリンクできるようになりまして、府営住宅の募集情報に関するホームページも、簡単な様式でございますけれども、二年前、平成十一年に設けております。その内容は、府営住宅の募集の種類、募集の時期、応募用紙の配布場所、テレホンサービスの電話番号等に関するものでございました。また、特定公共賃貸住宅の募集情報に関するホームページを昨年開設いたしましたところでございます。

平成十三年度に策定いたします予定の府営住宅のホームページは、現在提供いたしております情報に加えまして、府営住宅の募集区分や募集戸数など、募集時期に百ページを超える冊子で、今現在提供させていただいている情報を、インターネットを通じまして府民の方が自宅や職場で簡単に募集情報が入手できるようにしたいと考えておる次第でございます。

（鈴木和夫 君） 今、住宅管理課の方でホームページを既にやってるということの御説明がありましたけども、やってはるのはこのページなんです。この部分だけをやってはるんですよ。

ホームページの解釈の問題なんですけど、今回この質問をさしてもらおうという中で、私一番気になったのは、供給会社の方はやってるけれども、あそこの団地はちょっとレベルの高い人やと、この府営住宅に住んでいる方はちょっとレベルの低い人やと。特に障害者とか高齢者とか、そんな人は余りインターネットなんか関係ありまへんねんと。何で今までしなかったかというのは、そういうふうな話を私はちょっと仄聞いたもんやから、そんな考え方でいいのかということがあって僕は質問してるわけですよ。

ですから、そういうふうな、例えば府営住宅に入居なさる希望の方は、確かに低所得者かもしれへんけれども、障害者や高齢者に対する深い思いやりのある形をするならば、これから電子府庁という中でやるのであれば、僕はもっと早い時期にそういう感覚がなかったらいいな。そういう感覚がどうなのかということをもっと二問目にお尋ねしたいと思います。

住宅管理課長（木堂博治 君） 先ほどの先生からの御指摘の点でございますけども、私どもといたしましては、そういうふうなことは思っておらず、現在のインターネットの普及というのは目をみはるものがあると。特に、パソコンの機器につきましては、技術開発による操作が容易になりまして、だれでもが操作できる状況になっている現状でございます。特に、高齢者の方やとか障害者の方にとりましては、パソコン教室の普及とかパソコンを利用した在宅ビジネスの普及など、パソコン操作ができる方がふえてきておるものと考えております。

なお、インターネットの利用が非常に苦手な方もおられるというのが現実でございます、そのような方につきましては、近親者の方などのサポート体制も現在ございまして、特に高齢者の方々や障害者の方々にとりましては、インターネットの利用ができるものと今後は考えておる次第でございます。

（鈴木和夫 君） 次に、今おっしゃってるように、これが申込書ということでこんな分厚い資料を年二回なさってるんですけどね、これどれくらい年間つくっておられるのか。また、このコストですね、どれくらいかかっているのか、お示し願いたいと思います。

住宅管理課長（木堂博治 君） 平成十二年度の実績ではございますけれども、第一回の総合募集の応募者は三万五千五十一件でございます。第二回の総合募集の応募者は三万一千九件でございます。合わせまして、総合募集には六万六千六十件の応募者がございました。

募集内容の印刷は一回当たり約十万部で、シルバーハウジング、車いす常用者世帯向け募集を二回分で一万四千部、住宅困窮度評定募集で二万部、空き家特別募集が四万部でございます。これらに伴います印刷の経費は、三千五百万を要しておる状態でございます。

（鈴木和夫 君） 一回に十万部刷ってるわけですか、この部分を。そういう意味ですか。これで十万部あって、今の御説明やったら第一回の募集で三万五千ほどの応募があったということやから、実質的には十万部大阪府内に配って三万五千応募があったと、こういうことですね。その三万五千のうち、例えば書類不備とかさまざまな形で - - この申込書を今使ってはるわけですね。これでもって郵送するんですけども、これで例えば書類が抜けておったり、不備な形があった件数というのはどれぐらいあるんですか。

住宅管理課長（木堂博治 君） 送付されました申請書の約二割が、記載不備として返送いたしております。そのうちの八割は、必要な修正がなされまして再送付されているという現状でございます。不備の書類は、約一万四千件となっております。

なお、詳細なことにつきましては、第一回目の送付が三万六千四百九十二で、不備の返送がそのうち七千二百九十八、再送付をいたしまして五千九百五十七、いわゆる有効というふうな形の受け付けが三万五千百五十一、これが第一回目の状況でございます。第二回目につきましては三万三千三百十九で、不備の返送が六千六百六十三、再送付が五千二百五十三で、有効の受け付け数が三万一千三百九という現状でございます。

（鈴木和夫 君） そうしますと、これ、そういう形で約二割が書類不備で返ってくるというか、またやり直し、出し直しということで、そうするとこのやり方というのは大変難しいやり方なんですかね。その辺ちょっと御見解をお示し願いたいと思います。

住宅管理課長（木堂博治 君） 申込書の用紙につきましては、後で例えば資格審査をいたしますときとか、そういうときにいわゆる入居の収入基準並びに同居親族要件、さらに住宅困窮要件、この三つのいわゆる公営住宅に入る資格の要件がございます。それを記載していただくわけでございますけども、どういたしましても例えば収入基準の計算の仕方自体が非常におわかりになりにくいと、こういうふうな面もありまして、不備というふうな形になっているケースがたくさんあるというふうに考えております。

（鈴木和夫 君） そうしますと、将来この用紙を例えば電子申請というか、そういった方式に変えた方がよりベターと違うかと思うんですけど、その辺のお考えがもしあれば教えてください。

住宅管理課長（木堂博治 君） 今現在は、先ほど申し上げましたように平成十三年度にホームページを策定いたしまして、府営住宅の入居申し込みの電子申請化についての検討を今現在しております。さらに、大阪府では電子府庁のアクションプランというふうな形に基づきまして、平成十五年度をめどに行われまます電子申請に伴いますいわゆるいろいろとした共通の課題がございまして、それを解決するためのシステムの開発だとか関係諸法令の整備などの動向を踏まえまして、府営住宅の入居申請の電子化を目指して積極的にこれから取り組んでまいりたいと、こういうふうに考えております。

（鈴木和夫 君） これを例えば高齢者の方とか障害者の方を見まして、物すごい難しいんですよ、この本をいただくだけで。例えば障害者の人、あるいは高齢者で六十五歳以上で障害者の方がいてはるわけですよ。どこへ申し込みするかというたら、高齢世帯と障害世帯とどちらかわからへんという、そういう区分もありまして、この部分については確かに大変わかりにくい。

また、この申込書につきましても、大変複雑な、裏を見ますと、年金もろうてる人の確定申告以上の細かい書類を書かないかんわけですよ。だから、僕その二割、一回目で七千から二回目六千というような不備があるというのはこのことだと思うんですよ。むしろそんなただ単なるこの募集要項のこれをホームページで開くのでなくて、例えば現実こういうようなお年寄りが書こうと思ってわからへんもんやから、それぞれ市町村の高齢課に

行って、どう書きまんねんと聞いてこうして書いてはるんです、現実には、みんな市町村の高齢課の係の方が丁寧に教えてはるわけですよ。そういう実態は知らないでしょう、恐らく本庁にいてはる方は、そういう形になさって出してるんですよ。それでもやっぱり抜ける。

例えば、今回のこの五百万でIT化ということでホームページを開きはるということやけれども、僕はそうじゃなくて、こんな見ればわかることなんで、例えばこの申込書を市役所の福祉課とか障害課の方でリンクさせて、この申込書に全部その人の名前から生年月日、年金を全部打ち込んでいけば、自動的にこの申込書のフォーマットができるというぐあいにしてあげた方がいいと思うんですよ。そうすることによって、自分がこの資格あるかどうかその時点でチェックされます。

もっと簡単に言いましたら、今私たちがホテルを予約する場合でも、そのホテルのホームページを開いて順番に入れていくんです、何月に泊まりたいからと。そういう形で順番に入れていけば、その段階であなたは資格があるかどうかわかります。府民サイドから見たそういうIT化が大事なんですよ。ただ単に今までこういうものがあるからこれを取り込んで見に来なさいじゃなくて、本当に府民の方々が利用しやすいような制度にするのが僕はIT化だと思うんです。だから、発想が違うと思うんです。

特に、今回はできるだけ早急にこのフォーマットもそういう形であれば、それぞれ自分の近くとか、あるいは高齢者、障害者の方でも自分の家族の方々が使えるわけですから、順番に入れていけば、その瞬間で不備やたら不備でそのままはね返って、どこどこ抜けてますよという形になるわけですから、それをプリントアウトして書き写しても構いませんから、簡単にできると思うんですよ。そういうような制度を府民サイドでもってやらなければなりません。そういうお考えはいかがですか。

住宅管理課長（木堂博治 君） 先ほど先生の方からの御提案でございます。確かに、私自身もやはり府民サイドに立ったこういうふうなインターネットを利用するというのが非常に大事であると、こういうふうにご考えております。ただ、今現在いろいろな課題があるということも、これは現実問題ではあるというふうにご考えております。

しかし、やはりその課題についても、大阪府としてできること、住宅管理課としてできること、さらには国のそういうふうな関係諸法令並びに技術的な開発、こういうふうなことを抱き合わせながら、一步一步前進しながら、今後はやはりその府営住宅の入居申し込みについては、電子化を目指してやっていきたいと、こういうように私自身は考えております。

（鈴木和夫 君） そういう形で、できるだけ早い時期にできる部分から、部分的からでもしてもらいたいと思います。例えばの例として特別募集があります。事故住宅とか、ほとんどいつもあいているところは随時申し込みができるという制度があります。今までは天満橋でよかった。今は西成区の岸里の方に移転されましたから、府民の方々がその特別募集の申し込みをしようと思えばそこへ来なければなりません。

当然いろんな方がおられるわけですから、例えばホームページあるいはそういう形の分で申請を見て、それをホームページを開いて見て申し込みできる形にすれば、府だって短期間にそういうふうなあいているところも詰まるわけです。特に、そういう形をすることによって、先ほどの話ではありませんけれども、六千や七千の不備があって、聞いたら一々電話して、その方々と話し合っているという、大変非効率やし、大変手間がかかる。そういったことからすると、府民もよくなるし、皆さん方から仕事が減るわけやから、御理解できるわけですから、できるだけ一刻も早い、そういうふうなただ単なるホームページじゃなくて、双方向のそういうようなIT化の電子申請というか、府営住宅の申し込みについての形を早急につくってもらいたいことを要望しておきます。よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、土木部の関係で御質問を申し上げたいと思います。諫早湾の干拓工事とか長野県の脱ダム宣言とかという形でいろいろと今言われておりますけれども、特に大阪府の公共事業のあり方について質問をしたいと思っております。土木部の関係で国際文化公園都市モノレールと大阪府道路公社の箕面有料道路四二三号線のバイパスについて、二つの公共事業の手法についてお尋ね申し上げたいと思います。

最初に、モノレールをお尋ねしたいと思います。このモノレールは、平成九年の八月に大阪空港と門真間の大阪環状モノレールが開業いたしました。採算性は大変厳しいというふうにご聞いております。そういった中で、今回この国文モノレール事業というものをなさっておるわけでありまして、果たして本当にうまくいくのかどうかということで、特に採算性を今回確保するために、インフラ事業とインフラ外事業を事業主体を分離してやる方式を導入したと聞いておりますので、具体的なその事業の見通し、費用をお示し願ひしたいと思います。

交通政策室参事（弓場賢一 君） 国際文化公園都市モノレール二期事業につきましては、阪大病院前から西センターを経由いたしまして東センターまで整備する計画でございます。西センターまでは、平成十九年の春の開業を目指しております。西センター以降につきましては、国文都市の開発状況に合わせて整備していく予定でございます。

その整備費用でございますけれども、通常モノレールは、けたとかそういったインフラ部分を大阪府が整備し、車両などのインフラ外部分を大阪高速鉄道株式会社が整備することとなっておりますけれども、国文モノレールにつきましては、開発者より応分の負担を求めて整備することとしております。

二期区間の事業費についてでございますけれども、低廉化に努めました結果、インフラ建設費用が約三百五十八億円、インフラ外建設費が約二百二十七億円、合計五百八十五億円でございます。

（鈴木和夫 君） 今、御説明にあったインフラ外事業ですね、二百二十七億円をこの国際文化公園都市に係る開発事業者負担を求めるということでありましたが、じゃ具体的にどこの開発業者なのか、具体的なお名前もお示し願えれば願いたいと思います。

交通政策室参事（弓場賢一 君） 具体的な名前ということでございます。都市基盤整備公団、阪急電鉄株式会社、東洋不動産株式会社、株式会社森組、三井物産株式会社、株式会社関西都市センター及び昭和土地株式会社でございます。

（鈴木和夫 君） 今、六社でしたかね、おっしゃったのは、阪急と東洋不動産と関西都市センターと昭和土地と森組と三井物産と公団ということで、この協議が調ったのかどうか。また、その具体的な調印というか、合意といえますか、その辺の時期はいつなのか、お示し願いたいと思います。

交通政策室参事（弓場賢一 君） 国際文化公園都市モノレール二期事業につきましては、O K T - - 大阪高速鉄道株式会社の経営を悪化させることがないように国文モノレールだけで採算性を確保することが必要であるというふうに考えております。そのため、インフラ外建設費用につきましては、一編成六両のところを暫定的に四両編成で整備を図るなどその初期投資額を抑える方法を検討してまいりました。その暫定整備費を開発者に先に負担していただくということで、大筋合意をしているところでございます。その時期でございますけれども、来年度早期の着手に向けて、できるだけ早い時期に協議を調えることが必要であるというふうに考えております。

（鈴木和夫 君） もう一度整理しますと、そのインフラ事業、例えば用地、それから橋脚といいますが、それは大阪府が行って、線路の部分以上、車両も含めてそういうふうな形でインフラ外事業ということで、今おっしゃった六社の業者の方から負担してもらおうやということになれば、採算性というのは確保できるんですか。

交通政策室参事（弓場賢一 君） 鉄道事業者にとりましては、初期投資というのは大変大きな負担になるというふうに考えております。現に環状モノレールでいきますと、会社にとっての支出ですけれども、その約六割がそういった減価償却費、利息の支払いでございます。実際の経費は四割強ぐらいというふうになっております。そういった意味からも、国際文化公園都市の採算性は確保できるものというふうに考えております。

（鈴木和夫 君） わかりました。頑張ってもらいたいと思います。

あと、あわせて先ほど申し上げた箕面の有料道路の件に関してですが、きょうも企業水道常任委員会をやっておりまして、水と緑の関係は大きな影響があると思います。その関係であり方について御質問したいんですが、その前にちょっとお尋ねしたいのは、一つはこの箕面有料道路の完成予定がいつなのか、現時点での工事の出来高、どれくらい進捗してるのか、それから当初の総事業費、予定額ですね、それから来年の完成時点のこの箕面有料道路の交通量、通過量というんか見込み量というんですか、その交通量、この四つを先にお示し願いたいと思います。

土木部副理事兼道路課長（小河保之 君） まず、国道四二三号のバイパス、いわゆる箕面有料道路でございますけれども、その完成予定は、この道路は箕面水と緑の町開きにあわせて行うということにしておりまして当初はこの町が開かれる平成十六年度春ということで考えております。

それから、現在の進捗状況でございますけども、トンネルにつきましては延長が約五・六キロございまして、そのうち一・二キロ、率でいいますと約二〇%を現在掘削を完了しております。工事の発注ベースでいきますと、既に三百十億の発注を行っております、その率は約五五%でございます。

それから、事業費でございますが、このトンネルの延長は全体で約六・八キロでございます。そのうち箕面トンネルが五・六キロございまして、総事業費は約八百億、そのうち公社の事業費、トンネル部分でございますけど、約六百億でございます。

それから、町開きに合わせた平成十六年度春の開通時点の予想交通量ということでございますけども、当初計画では、開通時点では一日当たり約五千五百台の交通量を見込んでございます。

(鈴木和夫 君) 今言いましたこの四二三のバイパス、箕面有料道路の公共事業について、特にこの水と緑の健康都市の部分と、それから第二名神が入ってくるという、ジャンクションというかそのつなぎと、それから千里中央から上の北大阪の交通の利便というか、交通渋滞緩和というか、そういう要素があると思うんですが、特にさっき冒頭申し上げましたように、水と緑の健康都市の事業そのものが企業局の方で縮小するとか、あるいは変更するというような動きがありまして、知事の方もそういう表明があったんですけども、じゃ原課の土木部として、公社として、今回のこの水と緑の事業の変更、縮小によってどのような影響があるのか、大きな影響なのか、小さい影響なのかについてお示し願いたいと思います。

土木部副理事兼道路課長(小河保之 君) 水と緑の健康都市の開発見直しに伴います全体の土地利用などの具体的な開発計画や町開きの時期につきましては、今後企業局が地元市など関係機関と協議調整を行い決定されると伺っております。これらの見直しは、当開発区域から発生します交通量が変化いたしますので、バイパスを通過する交通量にも影響があると考えております。

しかし、このバイパスは、先ほど先生お示しになりましたように、この水と緑の健康都市へのアクセスだけでなく、北大阪地域の混雑緩和、第二名神高速道路箕面インターチェンジへのアクセス道路としての役割がございますので、引き続き整備していくことが必要であると考えております。

(鈴木和夫 君) 影響があるというふうに思ったらいんですか。

土木部副理事兼道路課長(小河保之 君) やはり発生する交通量が変化いたしますので、箕面を通る交通量にも変化があるということで、いろんな形で影響があると考えております。

(鈴木和夫 君) その開通のときに五千五百台の交通量が予測されているということですから、当然開発が出来る、あるいは縮小となれば影響があるわけですから、そういったことからすると、問題は採算性、収支というか、その辺はどういうふうなもろみをしておられるのか、現時点でお示しできるのであればおっしゃってほしいと思います。

土木部副理事兼道路課長(小河保之 君) 大阪府道路公社の建設します有料道路は、建設借入金と借入利子及び料金徴収期間に要する維持管理経費をその料金徴収期間における料金収入で賄うことが原則となっております。このバイパスの場合におきましては、通行料金が乗用車で六百円になってございまして、これを開通時点から三十年にわたって徴収して採算を確保することとしております。

先ほども言いましたように、水と緑の健康都市の町開きのおくれや開発規模の縮小によりまして交通量が減少する場合、当初の採算を計算しております前提条件が変わることになりまして採算性に影響が生じるため、現在いろいろと検討を行っております。企業局から具体的にその町開きの時期などが示された段階で、その採算性を見きわめていく所存でございます。

(鈴木和夫 君) そうしますと、国からお金借りてこの有料道路をつくるということで、三十年かかって通行料としてその収入を得ると。片一方、払う方は何年で償還、返すんですか。

土木部副理事兼道路課長(小河保之 君) 返済方法につきましては、この資金の比率としましては、政府貸付金が五〇%、それから公営企業金融公庫が一五%、府の出資金が三五%ございまして、返済方法としましては、

政府貸付金や公営企業金融公庫は、五年据え置き二十年償還でございます。府の出資金につきましては、政府貸付金、公営企業金融公庫の償還後に返済することとしております。

(鈴木和夫 君) そうしますと、五年据え置きで二十年間で返すと。しかし、収入については、三十年間で回収するという三十年間という限定があるわけやから、三十年間というスタートが問題だと思うんですね。そうしますと、今回のこの平成十六年の春に町開きがもしずれ込んだならば、道路公社としては、平成十六年に余りそういう交通量が見込めないのに、要するに開通してしもうたら、そこからスタートして三十年間の徴収になるわけやから、そのスタートの時点が大変問題になってくると思うんですね。

だから、今のペースでいくと、平成十六年の春に開通して三十年間いくのか、あるいは企業局の見解が出た時点で町開きが当然ずれると聞いてますから、平成十六年以降の町開きのときにスタートさせるのか、もっと先で、第二名神自動車道が平成二十二年と聞いてますから、その時点まで引っ張るのかという、僕は三つの選択があると思うんです。今、予定どおり平成十六年に開通させる考え方と、水と緑の動向を見てその町開きに合わせるのが二番目、最後は第二名神自動車道のオープンに合わせるという、僕は判断する形としての大きな三つの選択肢があると思うんですけども、もし今の時点でお考えがあれば、お示し願いたいと思います。

土木部副理事兼道路課長(小河保之 君) バイパスの開通時期を検討します場合に、交通量の変化による料金収入の増減、それから建設期間の変化による借入金の利子や建設経費の増減などいろんな要素を考える必要がございます。現在、先生お示しになりました三ケースを含めましていろんなケースを想定して検討を行っているところでございます。しかし、水と緑の健康都市の見直し案は示されましたけれども、町開きの時期や土地利用などにつきまして企業局より具体的にまだ示されておりませんので、これが確定しました段階で、採算性も含めまして最善の開通時期を判断してまいりたいと考えております。

(鈴木和夫 君) ちょっと見ましたら、箕面の方から水と緑の健康都市にぶつかる、この部分がちょうど第二名神にぶつかるころなんですね。今、現道としては四二三号線しかありませんから、この四二三号線というのは大体一日に八千台ぐらしか通行しませんから、問題はやはり水と緑の健康都市のオープンがどういう時期になるかというのは大きなポイントだと思うんですね。

当初私たちが認識していたのは、この水と緑の健康都市のこの部分を縦貫する道路ができれば、この分が町開きできれば、箕面北部のときわ台あるいは妙見口、この一帯の住宅地の方がこの水と緑の健康都市を通過してこのバイパスに入ってくると、こういう私はもくろみができると思うんですね。

一番大きな、その辺の水と緑の健康都市の開業そのものが四二三号線のバイパスに大きなかぎとなりますんでね。今御説明があったように、三十年間しか料金徴収できないという限定があるから大変苦しいと思うけども、この開業をいつにするかということが一番大事な判断ポイントとなりますんで、これを間違えると、後とんでもない後世にわたるそういうふうな財政的な条件もあるわけですから、採算性を見きわめて、十分に判断については企業局とも連携をとりながらやっていただくことをどうかお願いというか、していただきたいと思います。答弁はできますか。できるんやったらええけども、難しければ……。じゃ、答弁お願いします。

土木部副理事兼道路課長(小河保之 君) 先生お示しのとおり、我々これから企業局と連携しながら、最善の時期を見きわめていきたいと思っております。

(鈴木和夫 君) じゃ、そういう形でどうか判断を見誤らないように、特に開業時期の判断をよろしく願いたいと思います。

それから、地元のことで恐縮でございますが、私も副委員長も枚方の議員でございますし、漆原委員もそうでございますが、地元のことがありますので、代表して御質問したいと思います。

特に、私たちの枚方というのは、交通渋滞の町ということで大阪でも有名でありまして、車で枚方に来られたら大変込むとこやなと、こういう印象があるんですが、建設省の第三次渋滞プログラム調査を見ましても、近畿の渋滞ポイントは四百八十カ所ありますけれども、そのうちの九カ所が枚方であるという、こういうような状況。特に、京都 - 大阪間の幹線道路というのは、名神高速道路と国道一号線と国道一七一号線の三本しかありません、特に東海道のこのラインにおいてですね。

ところが、同じようなケースで、東京 - 神奈川横浜間を見ますと、東名、それから首都高速の一号羽田線と湾

岸線、国道一、一五号、四六六の六本あるわけですから、そういったことを考えますと、幹線道路が大変少ないということで、特に皆さん方も御努力いただいて、第二名神高速道路あるいは第二京阪道路というものが、今枚方市内に車を入れないためのバイパスとしての要素のそういう高規格の道路を計画していただいておりますけれども、この完成が、名神が平成二十二年、それから第二京阪の最終門真までが平成十九年ということで、まだ十年も先の話であるということから、ただそのまま私たち地元の議員としても手をこまねいていられない、そういう思いから、特に二点について御質問したいんです。

この第二京阪道路が、京都駅から枚方の津田まで平成十四年度末、十五年の春に開通するわけでありましてけれども、特に接続する国道三〇七号は大変混雑する。そしてまた、一部供用ですから、京都の流入車両がこの枚方津田周辺、三〇七号周辺に来るといって、そういったことを考えると、今のままでは大変厳しい。そのために、枚方東部線並びに枚方藤阪線の整備状況が大変問題になってくるわけでありましてけれども、この辺第二京阪道路の開通とあわせて整備状況というか、本当に間に合うのかどうか、御質問申し上げたいと思います。

土木部副理事兼道路課長（小河保之 君） 第二京阪の部分供用に伴う国道三〇七号の国道一号から京都府界までの間の交通混雑解消のために、現在都市計画道路枚方東部線及び枚方藤阪線をバイパス道路として整備しております。

まず、都市計画道路枚方東部線につきましては、第二京阪から京都府界に至る延長約三キロメートルを整備しております。現在のところ進捗状況は、用地買収が九一%、工事が三二%となっております。

次に、都市計画道路枚方藤阪線につきましては、枚方市におきまして国道一号から第二京阪までの延長約三・六キロメートルの整備を進めておりまして、このうち国道一号から府道の枚方交野寝屋川線六百メートルにつきましては、既に平成九年度に供用されておまして、残る区間の三キロメートルを現在鋭意整備しております。その進捗状況としまして、用地買収は七五%、工事が三五%となっております。

これら両路線につきましては、当初の目的でございます混雑解消ということでございますので、平成十四年度末の第二京阪の供用に合わせて供用できるように整備に努めていきます。

（鈴木和夫 君） もう一つ、府道の京都守口線というのがありまして、特にこの京都守口線というのは国道一号線に対する形でなんですけれども、朝夕の大阪行きが大変込むということ。よく見ますと、枚方市駅周辺で大変混雑するというふうに思います。特に、これからこの駅周辺につきましては、クラボウ跡地に関西医大の病院並びに大学が来るということ。そしてまた、枚方市の方でもPFI事業ということで集客施設も予定されております。

そういったことを考えますと、ますます渋滞がひどくなるであろうと、そういうように思うわけでありましてけれども、特にこの京都守口線の枚方市周辺のそういう交通渋滞対策、あるいはまたもう一つ、時間もありませんので、あわせてバリアフリー法といいますが、景観からも今回大阪府の方でも電線類の地中化ということを積極的に進めておられますので、そんなに広い道じゃありませんけれども、景観から見ても、今までは枚方市の南口が表玄関でありましたけれども、今後はこの北側といいますが、西側の方もこれから新しい枚方の玄関になるという場所ですので、景観に留意したそういう道路形態も必要ではないかと思っておりますので、あわせて御質問申し上げたいと思います。

土木部副理事兼道路課長（小河保之 君） 御指摘のとおり、府道京都守口線のクラボウ交差点につきましては、枚方市駅方面への右左折車両が多いということで慢性的に渋滞が発生しております。また、お示しのように関西医科大学及びその附属病院の開設に伴いまして、一般車両の増加や緊急車両の通行を確保する必要があります。そのため、この交差点の改良が必要であるという認識をしております。

事業の実施に当たりましては、現在策定中の大阪府都市基盤整備中期計画におきます重点化の基準、手順に照らし、事業の優先度を見きわめ、事業の実施時期等を判断していくこととしておりますが、この交差点の右左折レーンの設置につきましては、拡幅に必要な用地を関西医科大学及びクラボウから無償で提供を受けることとなっております。そのため、費用対効果は極めて高く、かつ事業効果の早期発現が期待できることから、優先的に事業に取り組んでいくこととしております。

現在、改良事業の実施に当たりまして、用地提供の範囲や占用物件がございますので、その埋設方法、また移設方法について関係機関と協議を進めているところでございます。今後、引き続き関係機関との協議のもとに詳細設計を行い、平成十六年度に予定されております関西医科大学及びその附属病院の開設までに整備を完了し

ていく予定でございます。

また、枚方市駅周辺におきましては、電線類地中化マスタープランにおいて優先的に整備をすべき地域と指定しておりますので、今回整備いたします京都守口線の改良区間につきましては、整備とあわせて地中化に努めてまいりたいと考えております。

(鈴木和夫 君) よろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問でございますが、午前中の北川委員からも御指摘があった形でございますが、ちょっと視点が違いますので、質問させてもらいたいと思います。

特に、この包括外部監査に出てきました大阪府の住宅供給公社、それから府の建設監理協会で、住宅管理センターのそれぞれの役員がすべて常勤も非常勤も含めて大阪府の関係者であるということ。問題はその中の方なんですけどね。今、公社の方で百七十九名、監理協会で六十九名、それからセンターの方で百六十三名の職員がおられますけれども、このうちの大半がプロパーの方なんです。ちょっと組織図を私もらってマーカーをつけてみたんですが、特に部長級はすべて大阪府の職員のOBの方が占めておられます。特に、課長級といいますが、その方々も約三分の二は府のOBであります。

そうしますと、この三つの出資法人のプロパーでおられる方については、もうせいぜい次長どまりしかなれへんという、こういうような形であります。特に、こういうような形の中で、プロパー、たまたまこの公社やセンター、協会で採用された方が一生懸命能力があつて頑張ろうと思つても、要するにせいぜい次長どまりと。行かれる方は、失礼な言い方しますけども、三年行かれて戻ってくるわけですから、やはり本庁から行かれてる方とプロパーの方とは、現場、職場を見ましても随分とそういうディバイドがあります。

じゃ、そういった中で、プロパーの方がやる気を持ってやれるかどうか、僕は大変疑問だと思いますから、例えば役員を全部変えてもらうということはありませんけれども、少しでもそういうプロパーで能力のある方は、あるいは体制的にそういうふうな形の役員まで登用できるような、そういうシステムにしてあげなければ、一生懸命頑張つてもみんな上は本庁の人やというような形でだんだん士気の低下になる。先ほどのいろんな業者さんがありました。こういう固定化するのも、ここに僕は一つの原因があるのかと思いますんで、この辺についての見解をお尋ねしたいと思います。

建築都市総務課長(板脇能行 君) 建築部所管の出資法人のプロパー職員の昇任についてお答えいたします。

本府では、出資法人の職員派遣につきましては、法人から府行政の知識及び経験を有する者が必要であるとの要請がありました場合には、法人の自主性あるいは自律性を尊重し、法人の円滑な事業運営に協力してまいる観点から派遣しているところでございます。

法人プロパーの昇任につきましては、法人を取り巻く環境が非常に厳しく、市場原理に根差した経営能力とかあるいは管理能力を求められておりますことから、基本的にはそれぞれの職員の在職年数や適性、能力等から当該職に求められる職責等にふさわしいかどうかを総合的に判断されるものと考えております。

こうした今日的な状況も勘案いたしまして、お示しのプロパー職員の登用につきましては、今後とも法人の活性化や先生御指摘のような職員のモチベーションの向上といった御提言の趣旨を十分踏まえまして、健全な運営体制の確保が図られますよう適正に対応してまいりたいと存じております。

(鈴木和夫 君) いや、僕ちょっと本当に不満なんですけどね、今の答弁で、職員派遣については法人からの依頼があつて出してんねんという御答弁ですけどね、法人からの依頼というても、法人を運営してるのはみんな府の役人の方じゃないですか。そんなん自分で自分の人事を決めてることに僕はなると思うんです。おかしいと思いますよね。

時間がなくなりましたんで、この件については、ほかの出資法人の件もあるんで知事に対して質問したいと思つたので、委員長の方でまたお取り計らいをよろしくお願ひいたしまして、私の質問を終わりたいと思つたので、